

「印刷インキに関する自主規制」(NL 規制)の概要

平成 18 年 5 月 1 日制定、11 月 1 日より実施

印刷インキ工業連合会は昭和 48 年、厚生省の指導のもとに食品容器の安全性に寄与すべく、食品包装材料に用いられる印刷インキについて、「食品包装材料用印刷インキに関する自主規制」(通称：NL 規制)を制定し、30 年余にわたって実施してきた。その背景には、現行の食品衛生法では印刷インキはそれ自体を食用にしたり、食品に添加されたりするものではないため、規制や規格が存在しない。しかしながら、食品包装材料に印刷されたインキが間接的に食品を汚染することは考えられることから、印刷インキの安全性を確保する必要があるとして自主規制を制定したものである。

今日、社会全体で環境負荷の低減に取り組みを開始しており、環境に配慮した商品やサービスの提供が強く求められる。つまり、食品以外に用いられるインキについても、食品包装材料用印刷インキと同水準の安全性が求められるようになってきている。そうした業界を取り巻く環境変化を考慮して、食品包装用途以外のインキについても、平成 14 年 6 月からこの自主規制を準用し、印刷インキの安全性の確保に努めている。

このような状況を踏まえ、印刷インキ全体をカバーする自主規制として、新たに「印刷インキに関する自主規制」を平成 16 年度から検討作業に入り、平成 18 年 5 月 1 日付で新 NL 規制を制定した。この NL 規制対象物質は、昭和 48 年制定時の 60 物質から昭和 52 年の第一次改訂で 24 物質追加、平成 5 年の第二次改訂で 6 物質追加・化合物群の特定、平成 11 年の第三次改訂で 19 物質追加等、対象物質の見直しを順次進め、現在の「印刷インキに関する自主規制」では、対象物質が 500 物質・物質群を超えるまでに及んだ。新 NL 規制は平成 18 年 11 月 1 日より実施されている。

◇NL 規制の制定および改訂の経緯は以下の通り。

昭和 48 年 4 月	制定	60 物質
昭和 48 年 10 月	実施	
昭和 52 年	第一次改訂	24 物質追加
平成 5 年	第二次改訂	6 物質追加 化合物群の特定
平成 11 年	第三次改訂	19 物質追加
平成 13 年	規制物質追加	2 物質追加
平成 18 年 5 月	制定	500 強物質・物質群
平成 18 年 11 月	実施	

◇表示

印刷インキに関する自主規制に基づいて製造された製品には、原則として容器ごとに次の表示を行う。

「この製品は、印刷インキ工業連合会による印刷インキに関する自主規制（NL 規制）に基づいて製造されたものである」

または

・NL マーク（平成 14 年 12 月制定、15 年 7 月商標登録認定）



1. 規制対象物質

1) 以下の法律が規制する物質および有害化学物質を使用禁止とする。

(1) 化審法 第 1 種特定化学物質
第 2 種特定化学物質

(2) 安衛法 特定化学物質障害予防規則 第 2 類物質
第 2 類物質（特別管理物質）

- | | |
|----------------|---------|
| (3) 有機溶剤中毒予防規則 | 第1種有機溶剤 |
| (4) 製造禁止物質 | |
| (5) 鉛則 | 鉛化合物 |
| (6) 毒物及び劇物取締法 | 毒物 |
| (7) 発がん物質 | |

①IARC、EU、日本産業衛生学会のうち少なくとも一つの機関が発がん性評価1とした物質

②上記3機関のうち、複数の機関が「人に対する発がん性の疑いが高い」と評価した物質

2) 印刷インキの原材料としては使用されることの無い物質であるが社会的に関心の高い物質。

(1) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

「特定物質」 注：オゾン層破壊物質

(2) 安衛法 電離放射線障害予防規則

「放射性物質」

(3) ダイオキシン類対策特別措置法

「ダイオキシン類」

(4) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律

「毒性物質」

(5) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

「残留性有機汚染物質」

(6) 「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約」

「事前同意手続きの対象化学物質」

3) 海外規制物質

①危険物質および調剤の上市と使用の制限に関する欧州指令(76/769/EEC)

②電気および電子機器への特定有害物質規制 (RoHS 指令) (2002/95/EC)

③ドイツ日用品規則

④その他

4) 上記法令等で規制されていないが、連合会が独自に判断した、従来から規制さ

れている物質

なお、この NL 規制物質については毎年、当連合会技術委員会の下に設置している食品衛生専門委員会で検討し、対象物質の追加削除等を行っている。

以上